府内の標準設定の検討項目の整理の考え方

- 〇 新たな国保制度における平成30年度時点での各市町村の取扱いにかかわらず、事業費納付金や保険給付費等交付金で賄う範囲については、標準設定として定める必要がある。
- 新たな国保制度では、被保険者の資格管理の単位が「都道府県単位」となり、府内いずれの市町村の被保険者であっても、「大阪府内の一つの国保制度」に加入。したがって府内市町村間異動では、資格の得喪は発生しない。(⇒被保証の統一、被保番号の共通付番の検討要)

検討項目の整理		府内の			検討すべき主な項目	
		標準設定			財政運営検討WG	事業運営検討WG
1	平成30年度から、府内市 町村が統一して実施してい くもの	定める			○ 賦課方式、賦課割合 ○保険料率 ○ 賦課限度額 ○ 保険料減免・軽減基準 ○ 保険料本算定時期 定の有無、納期数 ○ 滞納処分の取扱い ○一部負担金減免基準 ○ 保険給付(出産育児 金・葬祭費)の基準 ○ 保健事業の実施項 ○ 医療費適正化の取	○ 被保険者証・高齢証の書式、 被保険者番号付番 ○ 通常証の交付時期、有効
2	平成30年度時点での府内統一は困難だが、定めた標準を目標に今後時間をかけて平準化を進め、最終的に統一をめざしていくもの	定める	←			○ 短期証・資格書の交付基準、 有効期間、交付方法○ 保険料本算定時期、仮算 定の有無、納期数○ 滞納処分の取扱い○一部負担金減免基準○ 保険給付(出産育児一時
3	府内の標準は定めるが、標準設定にこだわらず、例 えば上乗せ・横出しなど市 町村の判断で実施していく もの	定める	←			
4	府内の標準を定めず、引き続き、市町村の判断で実 施していくもの	定めない				等) 〇レセプト点検の実施内容